

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年8月21日まで

A社のC店に勤務していた昭和59年3月頃に、同社の本部があったD店に異動となり、同年8月21日に同社の関連会社であるE社に移籍した。継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和59年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社の関連会社であるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年8月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

一方、申立人が所持するA社の給料支払明細書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書における給与支給額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、雇用保険の被保険者記録では、A社に係る離職日は昭和59年3月31日であり、離職日の翌日が前述の厚生年金保険被保

険者の資格喪失日と一致している上、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）のいずれも処理を誤るとは考え難いことから、事業主は被保険者名簿における記録どおりの届出を社会保険事務所に行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年7月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年12月から14年5月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から15年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成11年2月から同年11月までの期間については、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人は支給月の記載のみで支給年が記載されていない複数の給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書の支給月及び支給額並びに金融機関が提出した申立人に係る普通預金取引明細表から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、平成10年4月から11年1月までの期間、同年12月、12年2月から同年4月までの期間及び同年10月から13年1月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、平成9年12月から10年3月までの期間、12年1月、同年5月から同年9月までの期間及び13年2月から同年12月までの期間については、申立人が提出した平成9年、10年、12年及び13年分給与所得の源泉徴収票並び

にB町が保管する申立人に係る「町民税・県民税 特別徴収税額の通知書」及び前述の普通預金取引明細表から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を給与から控除されていることが認められる。

加えて、平成14年1月から同年5月までの期間については、B町が保管する申立人に係る「平成15年度（平成14年所得分）所得・課税・扶養証明書」及び申立人の供述などから判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成9年12月から14年5月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、平成14年6月から15年2月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は15万円と記録されているところ、申立人は、当該期間の給与は未払であった旨供述しており、未払賃金の立替払事業を実施している機関が保管する申立人に係る「未払賃金立替払請求書・確認通知書」からも、当該期間のうち、14年9月1日から15年3月1日までの期間に係る給与は支給されていないことが確認できるとともに、申立人は、立替払の対象となる未払賃金は、退職日から6か月前までの未払のものに限られて支給され、同制度を利用しても14年6月から同年8月までの3か月の給与については補償を受けることはできなかったと供述している。

また、未払賃金の立替払事業を実施している機関は、「未払賃金の立替払事業において、請求者に立替払される賃金からは、厚生年金保険料は控除していない。」と回答しているところ、申立人は「立替払された賃金から、厚生年金保険料や税金は控除されておらず、当該賃金から事業主に社会保険料を支払っ

たことはなかったと思う。」と供述している。

さらに、B町は、「申立人の平成 15 年中の給与所得は確認できない。」と回答しており、このほか、申立人が平成 14 年 6 月から 15 年 2 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無く、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成 14 年 6 月から 15 年 2 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月1日から同年8月1日まで

A社にB担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社は、昭和51年1月1日付けでC社のD支店が独立し、設立されたものであるが、私の勤務地及び業務内容に変更は無く、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を引き続き控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人がA社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められるところ、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したとされており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であった旨の記録は確認できない。

しかしながら、申立期間において、A社に勤務していたとする複数の同僚から、当該期間には、同社において、常時5人以上の従業員が勤務していたとする旨の供述が得られること等から判断すると、同社は、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

一方、A社において申立人と同じ業務に従事していたとする同僚が所持する

昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの給与明細書及び同年 7 月分と推認される給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の C 社に係る昭和 50 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び前述の同僚が所持する給与明細書により、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件に該当しながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 2 日から 5 年 11 月 19 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社における申立期間に係る給料明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2536 (事案 2345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 9 月まで

私は、昭和 42 年末頃、婦人会の会合に出席した際に国民年金への加入の勧誘があったので、43 年 4 月頃に国民年金の加入手続きを行い、以後の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時、国民年金保険料は、自治会における集金により納付しており、自治会役員に保険料を預けていたが、申立期間の納付の記録が無く、第三者委員会に申立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、前回の申立て時には不明であった国民年金保険料の集金を行っていた元自治会役員の所在が判明し、同人から、私の申立期間の保険料を収納していた旨の証明書を得たので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 49 年 10 月に払い出されており、オンライン記録において、申立人は同年 10 月 16 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、遡って国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立てに当たり、新たな資料として、前回の申立ての際に証人として名前を挙げた元自治会役員が、申立人が居住していた地区の自治会において申立人の申立期間の国民年金保険料を収納していた旨を記載した証明書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、前述のとおり、申立人は、申立期間直後の昭和49年10月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年10月16日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しているため、制度上、申立期間は国民年金保険料を遡って納付できない期間であるとともに、前述の証明書について、元自治会役員に確認したところ、当該役員に1年から2年間就いた際に、申立人に係る集金をした記憶はあるが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についてまでは正確な記憶が無い旨供述していることを踏まえると、これは新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 21 日から 45 年 8 月 1 日まで

A社B事務所に勤務していた申立期間①について、標準報酬月額が、申立期間①直前に比べ 2,000 円下がっている。当時、住所も通勤手段も変わっていないので通勤手当に変更は無く、昭和 40 年及び 41 年は社運を賭けてC業務に従事していた時期であり、標準報酬月額が上がることはあっても下がることは考えられない。申立期間①の標準報酬月額は申立期間①直前の 2 万 8,000 円以上だったはずなので、そのように訂正してほしい。

申立期間②について、標準報酬月額が、申立期間②直前に比べ 6,000 円下がっている。D大学（現在は、E大学）に勤務していた時期で、私は非常勤職員という身分ではあったが、国家公務員である正職員と同様に常勤しており、勤務条件は国家公務員に準じていた。給与が下がる等の不利益は、信用失墜行為やD大学に損害を与えたとき以外はあり得ないはずだと思うが、そのようなことはなかった。申立期間②の標準報酬月額は申立期間②直前の 2 万 8,000 円以上だったはずなので、そのように訂正してほしい。

申立期間③について、F大学（現在は、E大学）に勤務していた時期であるが、D大学に勤務していた申立期間②から給与が下がった記憶は無い。申立期間③の標準報酬月額は申立期間②直前の 2 万 8,000 円以上だったはずなので、そのように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、固定的賃金が上がったことにより昭和

41年7月に標準報酬月額の随時改定（標準報酬月額が4等級上がり、2万円から2万8,000円に増額）が行われたが、その後、固定的賃金は下がることは無かったにもかかわらず、同年10月の定時決定（標準報酬月額が1等級下がり、2万8,000円から2万6,000円に減額）で標準報酬月額が下がっているのはおかしいと主張している。

しかしながら、厚生年金保険法において、随時改定については、固定的賃金に変動があった場合、継続した3か月の間に支払われた報酬（残業手当などの非固定的賃金も含む。）の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の等級との間に2等級以上の差が生じたときなどに、変動があった月から4か月目に行われる旨が規定されており、申立人に係る昭和41年7月の随時改定については、同年4月、同年5月及び同年6月の3か月間に支払われた報酬の平均月額に基づいて標準報酬月額が改定されていると推認される。

一方、当時の厚生年金保険法において、定時決定については、5月、6月及び7月の3か月に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額を決定する旨が規定されており、申立人に係る同年10月の定時決定については、同年5月、同年6月及び同年7月の3か月間に支払われた報酬の平均月額に基づいて標準報酬月額が決定されていると推認され、同年7月の随時改定と同年10月の定時決定は報酬の平均月額を算出する対象月が異なることから、同年7月の随時改定における標準報酬月額と同年10月の定時決定における標準報酬月額は必ずしも一致するとは限らない。

また、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同期入社したとして名前を挙げた同僚4人のうち1人と1年後に入社したとして名前を挙げた同僚1人についても、申立人と同様に、昭和41年7月の随時改定において標準報酬月額が増額され、同年10月の定時決定において減額されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間①においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同大学が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年6月1日に被保険者資格を取得し、同年10月の定時決定が行われている申立人を含む18人のうち17人が、当該定時決定において標準報酬月額が減額されている

ことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人が、申立人と同様に 6,000 円減額（標準報酬月額が 3 等級下がり、2 万 6,000 円から 2 万円に減額）されていることが確認できるところ、当該同僚は、自身の標準報酬月額は記録どおりであり、標準報酬月額の減額については、採用時に特別な手当があったことによるものではないかと思う旨供述している。

さらに、E 大学から提供された人事記録によると、申立人は、昭和 43 年 4 月 30 日に日々雇用の F 担当として D 大学 G 課に採用され、日給は勤務時間 8 時間につき 856 円とされており、これに申立期間当時の申立人に係る通勤手当（H 社の回答から判断すると、申立人の主張する通勤区間における 1 か月当たりの通勤定期代は、1,700 円）を加えて報酬月額を算出したところ、申立人の同年 10 月の定時決定における標準報酬月額は 2 万 2,000 円となり、当該金額は前述の被保険者名簿における記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間②においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、E 大学から提供された、昭和 44 年度の「被保険者台帳」（申立人が所属していた F 大学 I 学部の健康保険及び厚生年金保険の被保険者について、それぞれの保険料合計額と個人負担分の厚生年金保険料額を計算した一覧表）によれば、申立人の同年度の標準報酬月額は、F 大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿どおり、2 万 6,000 円であることが確認できる。

また、E 大学から提供された人事記録によると、申立人は、昭和 44 年 4 月 21 日に日々雇用の J 担当として F 大学 I 学部で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、日給は勤務時間 8 時間につき 992 円、同年 6 月 1 日に 1,120 円に改定とされており、これに申立期間当時の申立人に係る通勤手当（H 社の回答から判断すると、申立人の主張する通勤区間における 1 か月当たりの通勤定期代は、800 円）を加えて報酬月額を算出したところ、申立人の同年 10 月の定時決定における標準報酬月額は 2 万 6,000 円となり、当該金額は前述の被保険者名簿における記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間③においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成 13 年 1 月 1 日から 16 年 10 月 5 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 1 日から平成 16 年 10 月 5 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間の報酬月額は約 50 万円であったが、昭和 61 年頃に社会保険事務所（当時）の職員から、「社会保険料の収納率を上げるため、標準報酬月額を引き下げてほしい。」と指示され、約 20 年間にわたり標準報酬月額を 30 万円とする届出を行った。税務署等には申立期間の年間給与額を 600 万円（月額 50 万円）と申告しており、実際の給与支給額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間については、適用事業所名簿によれば、A社は 16 年 10 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人が同社の税務関係業務を委託していたとする 2 か所の税理士事務所及び B 市に照会したものの、申立人の当該期間に係る資料は保存されておらず、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと

から、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、オンライン記録によれば、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成 13 年 1 月 1 日から 16 年 10 月 5 日までの期間については、B 市が提出した申立人に係る平成 13 年分の給与支払報告書（個人別明細書）及び 14 年分から 16 年分までの確定申告書から判断すると、当該期間の給与支給額は申立人の主張する報酬月額と符合していることが推認できるとともに、当該給与支払報告書及び確定申告書における社会保険料の控除額から推認される各月の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回る額であった可能性がうかがえる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間において同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「昭和 61 年頃に A 社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から私の標準報酬月額を減額して届け出るよう指示され、実際の報酬月額に見合う額よりも低い額で届出を行った。」と供述しているところ、同社の平成 15 年 9 月及び 16 年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、当該期間について、事業主が社会保険事務所に申立人の標準報酬月額をオンライン記録どおりの 30 万円として届け出たことが確認できることなどから判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う額よりも低い額として届け出ていることについて同意していたものと考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

福岡厚生年金 事案 4341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をその主張する事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から24年9月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社（現在は、B社）C課に所属し、D担当として勤務していた期間であり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事記録（工員台帳）によれば、申立人の同社における退職日は昭和20年9月30日と記録されており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できない。

また、B社は、「当社が保管している申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらない。申立人に係る人事記録では、申立人は昭和20年9月30日付けで整理・解職により当社を退職していることが確認できることから、退職日の直後である申立期間については、当社に勤務していなかった可能性が高いと思われる。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年9月30日と記録されており、当該記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する上、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立期間直後の24年9月1日に、再度、申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録は日本年金機

構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立事業所とは別の事業所であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち昭和21年4月1日から同年8月20日までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は既に死亡している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のいずれからも供述が得られないことから、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料をその主張する事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。